

第 2 号議案

こしがや景観資源の登録等について

越谷市景観条例（平成 2 5 年条例第 1 7 号）第 3 3 条第 1 項第 5 号の規定により、諮問する。

令和 7 年（2025 年） 1 0 月 9 日提出

越谷市長 福 田 晃

諮問理由

越谷市景観条例第 3 3 条第 1 項第 5 号の規定により、こしがや景観資源の登録に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。